

# 第4章 | 計画の内容

## 基本目標 I 男女共同参画社会の基盤づくり

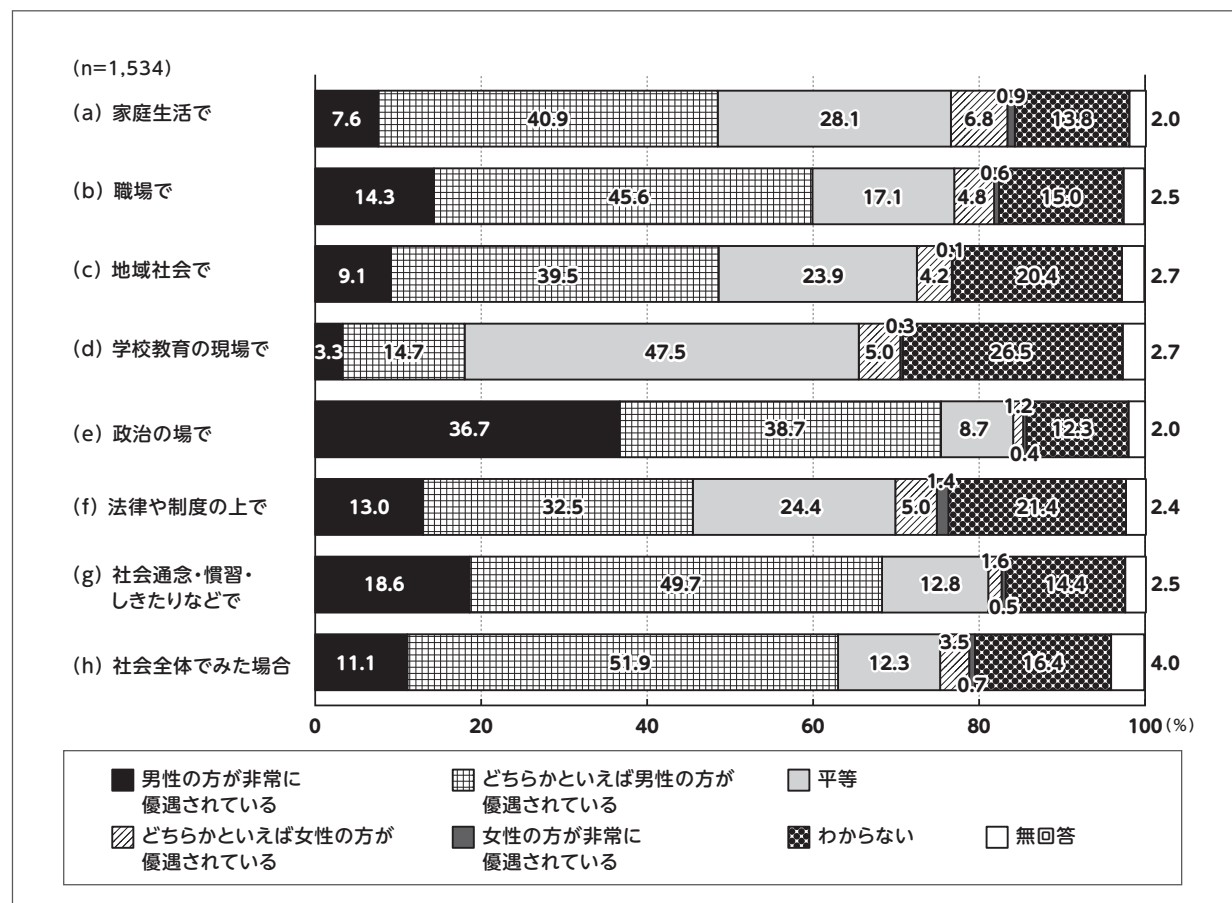
男女共同参画の意識は、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきていますが、家庭での性別役割分担について、「生活費を稼ぐ」のは夫、「家事・育児」は妻の役割との認識が高く、また、社会通念・慣習・しきたりなどでの男女の地位の不平等感も根強く存在しています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、意識改革を促進します。

### ■各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

Q：あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。（再掲）



※令和6年「男女共同参画社会に関する県民意識調査」

数値目標	策定時	目標値
14日以上男性の育児休業取得率	43.5% (R7)	55.8% (R12)

## 重点目標1 固定的な性別役割分担意識の解消や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する気づきの促進

### 現状と課題

私たちが日頃、無意識に受け入れている慣習やしきたりの中には、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を含んでいるものがあります。それは、男女共同参画の視点から見た場合、明らかに性別による区別を設けていなくても、置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立に機能していない場合があり、性別による差別・区別を生んでいることがあります。また、働き方・暮らし方の変革の実現にとって障壁となる場合があります。

男女共同参画社会の基盤づくりを進め、さらに若者や女性にも魅力的な地域づくりを後押しするため、さまざまな機会を捉え、地域社会や職場等での固定的な性別役割分担意識の解消に向けた男女双方の意識改革や、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する気づきを促す取組を進める必要があります。

また、ジェンダーアイデンティティ(性自認)や性的指向(好きになる性)を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権尊重と男女共同参画の観点からの啓発活動の促進や配慮が必要です。

数値目標	策定時	目標値
県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の満足度の平均点 *	2.94点(R7)	3.03点(R12)

\*5点満点

### 施策の方向

#### ① 社会制度・慣行の見直し

##### 推進する施策

- ◇男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕
- ◇男女共同参画社会づくりのための意識啓発、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病患者・元患者及びその家族、患者等、性的マイノリティの人々等、さまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇ユニバーサルデザインの考え方の全県的な普及〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕

## ② 社会的気運の醸成

### 推進する施策

- ◇男女共同参画を促進するための広報・啓発〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画社会への積極的な取組に対する顕彰制度〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇男女共同参画社会づくりのための意識啓発、情報提供等のための講座の開催〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇インターネット上の人権侵害、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病患者・元患者及びその家族、患者等、性的マイノリティの人々等、さまざまな人権問題への理解と認識を深める啓発〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕〔再掲〕
- ◇男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇「農山漁村女性の日」の普及等、農林水産業における男女共同参画の促進のための広報・啓発〔農林水産部 農産課〕

## 重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

### 現状と課題

県では、ウィズセンターを中心に情報収集・提供、調査・研究などを行うとともに、男女共同参画に関する施策をより効果的に実施するため、施策の達成状況や関連情報を取りまとめて公表し、現状を検証します。

全国の動向、先駆的な取組など最新の情報を収集し、活用するために、国や各都道府県などとの連携を深めるとともに、各地域において男女共同参画を推進する上で重要な役割を担う市町村と連携し、市町村の男女共同参画計画の策定や施策への支援を積極的に行っていく必要があります。また、令和7(2025)年に男女共同参画社会基本法が改正され、地方自治体等が実施する基本的な施策として、関係者相互の連携や協働の促進等が盛り込まれたことから、ウィズセンターが中心となって、独立行政法人男女共同参画機構のほか、NPOや各種団体などさまざまな主体との連携及び協働を強化し、地域におけるネットワークを構築していく必要があります。

さらに、男女共同参画の取組は、「女子差別撤廃条約」や「北京宣言及び行動綱領」、ジェンダー平等を含む「持続可能な開発目標(SDGs)」など、国際社会の取組と密接な関係を有しており、その影響を受けながら進んでいます。SDGsにおいては、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化(注4)は、分野横断的な価値としてSDGsのすべての目標の実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要であることが示されています。

日本は、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)(注5)が148か国中118位(2025年)と、国際比較において低い順位となっており、分野別に見ると、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

引き続き、国際的な動向等について、理解と関心を深めるとともに、男女共同参画の推進に活かしていく必要があります。

#### (注4) ジェンダー主流化

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

#### (注5) ジェンダー・ギャップ指数(男女平等指数)

各国における男女格差を明らかにするため、「世界経済フォーラム」が毎年発表しています。経済(労働人口、賃金、管理職・専門職の男女比など)、教育(識字率、初等・中等・高等教育の就学率)、保健(平均寿命、出生時の男女比)、政治(議員、閣僚の男女比など)の4分野を対象に算出しています。1が完全平等、0が完全不平等を示しており、1に近いほど男女平等を意味します。

## 【持続可能な開発目標(SDGs)】



## 【GGI及び国際順位】

順位	国名	GGI
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
6	スウェーデン	0.817
118	日本	0.666

※世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2025」

## 施策の方向

## ① 情報収集・提供、調査・研究等の充実

## 推進する施策

- ◇男女共同参画推進のための情報収集・提供等〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇人材情報の収集・提供〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇情報誌「ういず」のインターネットを活用した発信〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇メールマガジン「ウィズおかやまかわらばん」の発行〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇SNSを活用した情報発信〔県民生活部 ウィズセンター〕

## ② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

## 推進する施策

- ◇男女共同参画関連施策・情報についての報告書の作成・公表〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇男女共同参画に関する県民意識調査の実施〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇市町村の男女共同参画についての現状調査及び情報提供〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇市町村における男女共同参画事業に対する支援等〔県民生活部 人権・男女共同参画課〕
- ◇ウィズセンター登録団体間のネットワークづくり〔県民生活部 ウィズセンター〕

## ③ 国際的視点に立った男女共同参画の推進

## 推進する施策

- ◇国際的な取組・国際比較等に関する情報収集・周知〔県民生活部 人権・男女共同参画課・ウィズセンター〕
- ◇国際的な取組等への関心や意識を高めるための学習機会の提供〔県民生活部 ウィズセンター〕

## 重点目標3 男女共同参画社会を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、効果的に理解を促進するためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通じた広報・啓発の総合的な実施と、幼児から高齢者に至るそれぞれの年代にとって、親しみやすくわかりやすい啓発活動を展開する必要があります。

特に、将来を担う若い世代が男女共同参画の意識を身に付け、行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与すると同時に、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることもつながります。子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるよう家庭や学校教育などを通じた取組を進めることが必要です。

男女平等に関する教育において大きな役割を担う学校においても、人権の尊重、男女の平等や相互理解と協力の必要性、家庭生活の大切さなどについて子どもたちの理解を深めるため、男女共同参画の理念に基づいた適切な指導ができるよう、教職員の資質と指導力の向上が重要です。

また、家庭や地域において、親世代の意識や生活態度、地域のしきたりなどは、子どもに大きな影響を与えます。「男の子だから、女の子だから・・・」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できるような環境づくりや、あらゆる年代や立場の人が男女共同参画社会づくりに取り組むための多様な学習機会の提供が必要です。

数値目標	策定時	目標値
家庭教育支援チームを設置している市町村数(注6)	19市町村(R6)	27市町村(R11)
県民満足度調査「男女がともに能力を発揮して活躍できる環境になっている」の20代以下及び30代における満足度の平均点 *	3.01点(R7)	3.07点(R12)

\*5点満点

#### (注6) 家庭教育支援チーム

子育てサポーターや保健師、民生委員等の専門家や子育て経験者等の地域人材から構成されるチーム。家庭や企業を訪問したりサロンを開催したり等して、家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応を行います。

### 施策の方向

#### ① 学校における男女平等に関する教育・学習の充実

##### 推進する施策

- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発(県民生活部 ウィズセンター) [再掲]
- ◇青少年健全育成に向けた講師の派遣(子ども・福祉部 子ども家庭課)
- ◇私立学校等を対象とした人権教育に対する補助事業の実施(総務部 総務学事課)

- ◇公立学校における人権教育(男女平等の推進)の実施〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕
- ◇公立学校における家庭科教育等の実施〔教育庁 高校教育課・義務教育課〕
- ◇公立学校における職業観、勤労観の醸成〔教育庁 高校教育課・義務教育課〕

## ② 家庭における男女平等に関する教育・学習の充実

### 推進する施策

- ◇家庭における男女平等に関する学習機会の提供〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇子どもや家庭に関する相談及び指導・助言〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕
- ◇家庭教育支援チーム等による子育てに関する悩みを持つ親等を支援するための相談・助言〔教育庁 生涯学習課〕

## ③ 地域における男女平等に関する教育・学習の充実

### 推進する施策

- ◇青少年健全育成に向けた講師の派遣〔子ども・福祉部 子ども家庭課〕〔再掲〕
- ◇県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- ◇男女共同参画の視点をもった地域リーダー等の養成〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇生涯学習大学等による生涯にわたる多様な学習機会の提供〔教育庁 生涯学習課〕
- ◇市町村教育委員会担当者等を対象とした人権教育・啓発指導者養成講座や人権教育連絡会の開催〔教育庁 人権教育・生徒指導課〕

## 重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進

### 現状と課題

男女共同参画社会の推進は、女性だけでなく、男性にとっても生きやすく暮らしやすい多様な幸せ(well-being)を実現する社会をつくることでもあります。

国の調査(総務省「令和3年社会生活基本調査」)では、6歳未満の子どもがいる夫婦の妻の家事関連時間は夫の約4倍であり、女性に負担が偏っています。男性の育児休業取得率は上昇傾向にありますが、女性に比べて短期間の取得が多く、子どもの年齢にかかわらず、残業をしながらフルタイムで働く男性の割合は高くなっています。この背景として、長時間労働や転勤等を当然視する労働慣行や、男性の家事・育児等への参画に対する意識改革が進んでいないことが考えられます。

令和6(2024)年に改正された育児・介護休業法により、企業には子育て中でも柔軟に働ける制度を用意することや、育児中の労働者一人ひとりの意向を個別に確かめ、働き方に反映させる仕組みが義務付けられました。育児休業取得率等の公表義務についても、従業員300人超の企業に拡大されています。

男女共同参画社会の実現のために、男性が果たす役割は大変重要であり、男性の男女共同参画に対する理解や長時間労働等を前提とした働き方などに対する意識改革を進めるとともに、男性の育児休業の取得に加え、期間の長期化を促進し、育児休業にとどまらない共働き・共育ての実現に向け、男性が育児休業取得後も積極的に家事や育児に参画できる環境づくりを推進します。

数値目標	策定時	目標値
ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	31.4%(R6)	36.2%(R12)
14日以上男性の育児休業取得率(再掲)	43.5%(R7)	55.8%(R12)

## ■ 6歳未満の子どもを持つ妻と夫の仕事関連時間・家事関連時間(1日あたり)(岡山県・全国)

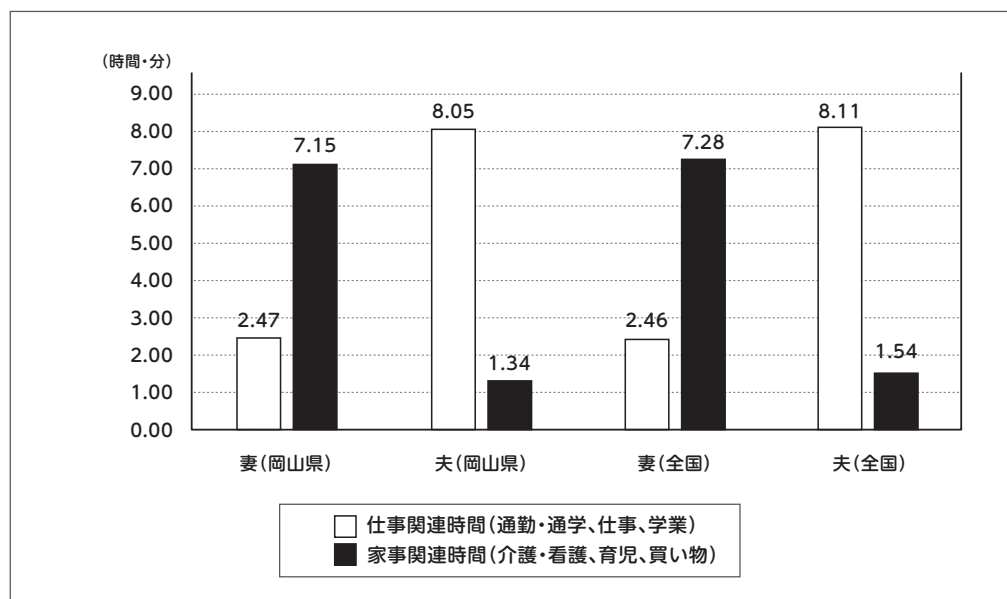
(時間・分)

	岡山県			全国			
	妻	夫	妻と夫の時間差 (妻-夫)	妻	夫	妻と夫の時間差 (妻-夫)	
仕事関連	2.47	8.05	△ 5.18	2.46	8.11	△ 5.25	
通勤・通学	0.24	0.44	△ 0.20	0.20	0.49	△ 0.29	
	仕事	2.22	7.21	△ 4.59	2.24	7.20	△ 4.56
	学業	0.01	0.00	0.01	0.02	0.02	0.00
家事関連	7.15	1.34	5.41	7.28	1.54	5.34	
家事	3.10	0.22	2.48	2.58	0.30	2.28	
	介護・看護	0.05	0.00	0.05	0.03	0.01	0.02
	育児	3.36	0.58	2.38	3.54	1.05	2.49
	買い物	0.24	0.14	0.10	0.33	0.18	0.15

※総務省「令和3年社会生活基本調査」

## ■ 6歳未満の子どもを持つ妻と夫の仕事関連時間・家事関連時間(1日あたり)(岡山県・全国)

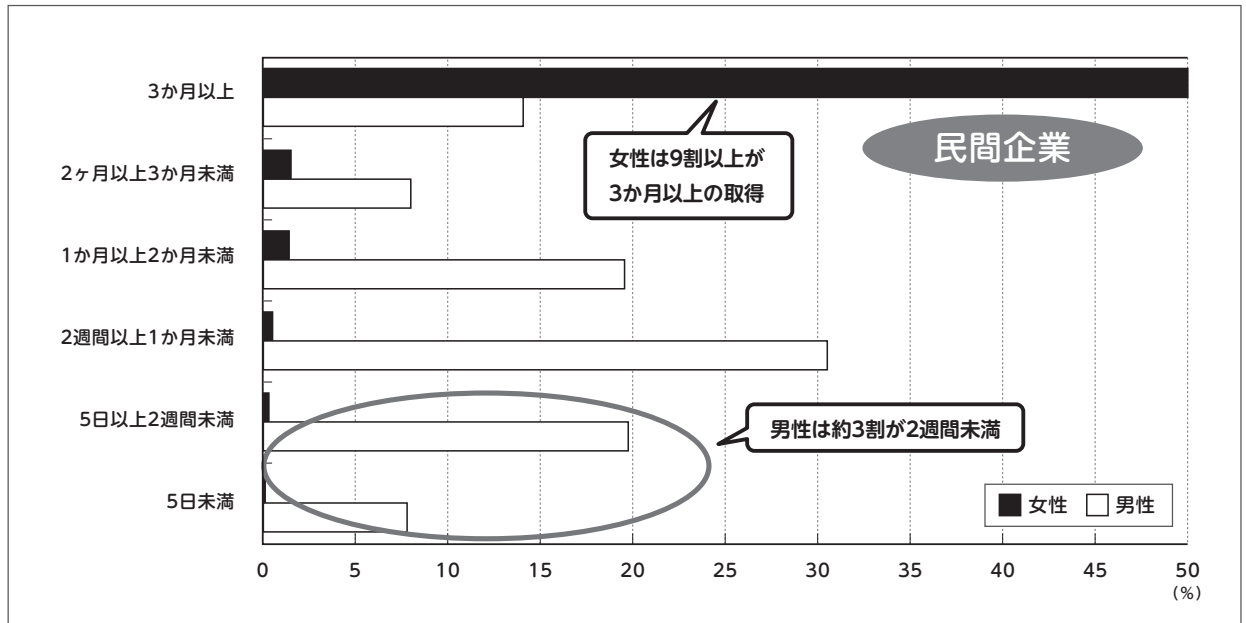
(再掲)



※総務省「令和3年社会生活基本調査」

## ■育児休業の取得期間(岡山県)(常用労働者30人以上の事業所)

(再掲)



※人権・男女共同参画課「令和7年度県内事業所の男性育休取得状況等に関する調査」

### 施策の方向

#### ① 男性の男女共同参画に対する理解促進

##### 推進する施策

- ◇男性の男女共同参画に対する理解を促進するための講座や啓発の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇男性相談員による男性電話相談の実施〔県民生活部 ウィズセンター〕
- ◇新規採用職員研修等による県職員の意識啓発〔総務部 人事課〕

#### ② 男性の長時間労働等の働き方に対する意識啓発と家事・育児・介護参画の推進

##### 推進する施策

- ◇働き方改革の取組促進〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための広報・啓発等〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課、産業労働部 労働雇用政策課〕
- ◇男性の家事・育児等への参画を推進するセミナー、体験会等の開催〔県民生活部 人権・男女共同参画課、保健医療部 健康推進課〕
- ◇専門家の派遣による企業の取組の支援〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇おかやま子育て応援宣言企業の登録・認定及び表彰〔子ども・福祉部 子ども未来課〕
- ◇男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成〔県民生活部 人権・男女共同参画課、子ども・福祉部 子ども未来課〕〔再掲〕
- ◇事業主等に対する育児・介護休業制度の周知・啓発等〔県民生活部 人権・男女共同参画課、産業労働部 労働雇用政策課〕

- ◇県の職場における育児短時間勤務・早出遅出勤務など、働きながら育児をしやすい環境の整備  
〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕
- ◇育児休業の取得促進など男性職員の子育て参画促進〔総務部 人事課、教育庁 教育政策課・教職員課、警察本部 警務課〕